

自転車のルールとマナーの徹底を！

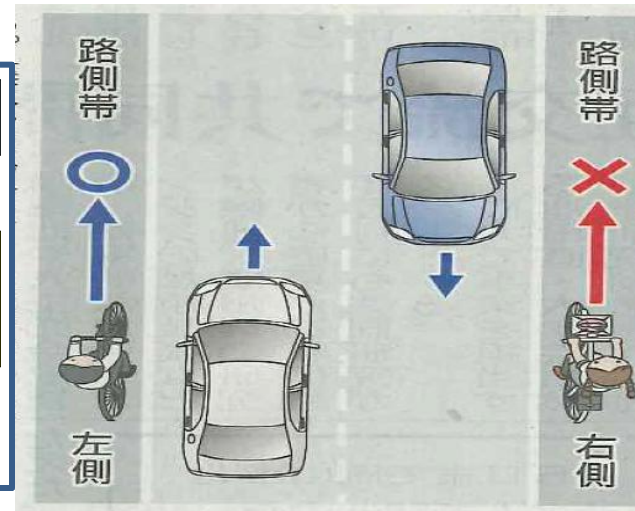
平成25年12月1日より、道路交通法が改正

【改正前】自転車が通行可能な路側帯は、双方向に通行可



【改正後】自転車が通行可能な路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯のみ通行可

自転車が双方向に走ると歩行者や自動車と接触する危険性が高くなるため、今回の改正となった。

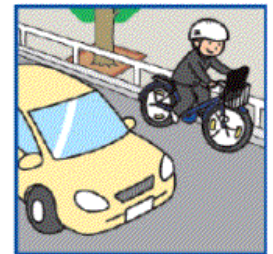


山陽新聞(平成25年12月3日)記事より

この機会に、自転車の乗り方について再度指導をしましょう。

児童生徒は守っていますか？

- 二人乗りは禁止
- 並進は禁止
- ながら携帯電話
- 夜間はライトを点灯
- 信号は守る
- ヘルメット着用は禁止



資料は警察庁: 自転車はルールを守って安全運転～自転車は「車のなかま」～より